

健康保険について


ご理解とご協力をお願いします

接骨院・整骨院で『保険でマッサージを受けられる』と誤解されている方が多くいらっしゃるようです。正しくは、原則的に「骨折・脱臼・捻挫・打撲などの『外傷・障害』にのみ保険が適用」されます。

慰安的な施術、予防、疾病ではないもの（妊娠・普通分娩など）、医師・歯科医師も同様に、なんでも保険がきくわけではありません。

また、近頃、正当な受診であっても、保険者によっては「月/回」「週/回」の通院を「疲労回復目的なのでは?」「マッサージ感覚の受診?」として疑われ調査されるようになっていきます。

「疲れたから…」「予防で…」などの理由で受診される場合は保険が使えないことをご理解いただき、自費診療への移行にご協力ください。



より質の高い、施術の自由度のある
自費診療をおすすめいたします。